

3 任用関係業務

法第15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と任用に関する根本基準を定め、成績主義の原則を明確にしている。

本県においては、昭和47年5月15日に、人事委員会規則として「職員の任用に関する規則」を公布、施行した。

同規則に基づき実施した職員の採用、昇任等の状況は、次のとおりである。

(1) 採用試験、選考の状況

ア 採用試験の実施状況

(ア) 上級試験

上級試験は、大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、行政、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、農芸化学、畜産、林業、水産、病院事務、警察事務及び警察科学の17区分となっている。

令和5年度試験の申込者総数は1,283人で、前年度に比べ233人減少し、受験者総数は1,074人で前年度に比べ198人減少した。受験率は83.7%で、前年度に比べ0.2ポイント低下した。

最終合格者数は210人で前年度に比べ20人減少し、競争倍率は5.1倍で、前年度に比べ0.4ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	合格者数		最終合格 者増減数	競争倍率
						一次試験	最終		
令和元年度	1,432	△246	1,260	△169	88.0	258	170	4	7.4
令和2年度	1,535	103	1,283	23	83.6	274	206	36	6.2
令和3年度	1,568	33	1,327	44	84.6	286	184	△22	7.2
令和4年度	1,516	△52	1,272	△55	83.9	312	230	46	5.5
令和5年度	1,283	△233	1,074	△198	83.7	314	210	△20	5.1

(イ) 中級試験

中級試験は、短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、県立学校事務Ⅰ、県立学校事務Ⅱ及び市町村立学校事務の3区分となっている。

令和5年度試験の申込者総数は453人で、前年度に比べ90人減少し、受験者総数は297人で前年度に比べ71人減少した。受験率は65.6%で、前年度に比べ2.2ポイント低下した。

最終合格者数は56人で前年度に比9人増加し、競争倍率は5.3倍で、前年度に比べ2.5ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和2年度	707	171	507	123	71.7	45	23	△2	22.0
令和3年度	647	△60	458	△49	70.8	50	25	2	18.3
令和4年度	543	△104	368	△90	67.8	84	47	22	7.8
令和5年度	453	△90	297	△71	65.6	86	56	9	5.3

(ウ) 初級試験

初級試験は、高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、一般事務、土木、農業土木及び警察事務の4区分となっている。

令和5年度試験の申込者総数は446人で、前年度に比べ247人減少し、受験者総数は199人で前年度に比べ81人減少した。受験率は44.6%で、前年度に比べ4.2ポイント上昇した。

最終合格者数は10人で前年度に比べ7人減少し、競争倍率は19.9倍で、前年度に比べ3.4ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和元年度		947	43	752	290	79.4	37	9	△15	83.6
令和2年度		742	△205	398	△354	53.6	33	17	8	23.4
令和3年度		747	△5	349	△49	46.7	42	14	△3	24.9
令和4年度		693	△54	280	△69	40.4	31	17	3	16.5
令和5年度		446	△247	199	△81	44.6	20	10	△7	19.9

(エ) 警察官A試験

警察官A試験は、大学卒業者又は卒業見込者を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分となっている。

令和5年度試験の申込者総数は219人で、前年度に比べ73人減少し、受験者総数は166人で前年度に比べ47人減少した。受験率は75.8%で、前年度に比べ2.9ポイント上昇した。

最終合格者数は38人で前年度に比べ5人上昇し、競争倍率は4.4倍で、前年度に比べ2.1ポイント減少した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和元年度		482	△74	341	△64	70.7	160	49	△11	7.0
令和2年度		343	△139	278	△63	81.0	207	58	9	4.8
令和3年度		385	42	264	△14	68.6	132	53	△5	5.0
令和4年度		292	△93	213	△51	72.9	109	33	△20	6.5
令和5年度		219	△73	166	△47	75.8	87	38	5	4.4

(オ) 警察官B試験

警察官B試験は、大学卒業者（卒業見込者を含む。）以外を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分となっている。

令和5年度試験の申込者総数は566人で、前年度に比べ228人減少し、受験者総数は271人で前年度に比べ132人減少した。受験率は47.9%で、前年度に比べ2.9ポイント低下した。

最終合格者数は31人で前年度に比べ41人減少し、競争倍率は8.7倍で前年度に比べ3.1ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和元年度	965	△174	555	△128	57.5	197	48	△6	11.6
令和2年度	872	△93	531	△24	60.9	249	67	19	7.9
令和3年度	950	78	539	8	56.7	271	89	22	6.1
令和4年度	794	△156	403	△136	50.8	172	72	△17	5.6
令和5年度	566	△228	271	△132	47.9	115	31	△41	8.7

(カ) 障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的とした選考試験である。試験区分は、一般事務の1区分となっている。

令和5年度試験の申込者数は42人で、前年度と比べ1人減少し、受験者数は34人で前年度に比べ1人減少した。受験率は81.0%で、前年度に比べ0.4ポイント低下した。

最終合格者数は9人で前年度に比べ2人減少し、競争倍率は3.8倍で前年度に比べ0.6ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和元年度	38	19	32	18	84.2	13	8	3	4.0
令和2年度	38	0	35	3	92.1	14	7	△1	5.0
令和3年度	45	7	39	4	86.7	14	6	△1	6.5
令和4年度	43	△2	35	△4	81.4	22	11	5	3.2
令和5年度	42	△1	34	△1	81.0	16	9	△2	3.8

(キ) 試験成績情報の提供

沖縄県人事委員会では、個人情報保護法（平成15年法律第57号）に基づき、受験者本人の同意があるとき又は本人に提供するときは、受験者の得点及び順位の情報を提供する。

令和5年度の情報提供件数は次のとおり。

試験種類	開示した内容	件数
上級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	125
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	148
中級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	38
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	34
初級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	12
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	6
警察官A	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	14
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	57
警察官B	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	12
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	57
障害者を対象とした選考試験	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	3
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	6

イ 採用試験の実施日程

令和5年度採用試験の実施日程は、次のとおりである。

試験種類	試験公告日	受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	最終合格発表日
上級	4月21日(金)	4月28日(金) ～ 5月19日(金)	6月18日(日)	6月30日(金)	7月8日(土) ～ 8月9日(水)	8月25日(金)
中級	4月21日(金)	7月10日(月) ～ 7月31日(月)	9月24日(日)	10月6日(金)	10月22日(日) ～ 11月9日(水)	11月24日(金)
初級	4月21日(金)	7月10日(月) ～ 7月31日(月)	9月24日(日)	10月6日(金)	10月22日(日) ～ 11月9日(水)	11月24日(金)
警察官A	4月21日(金)	4月28日(金) ～ 5月19日(金)	7月8日(土) ～ 7月9日(日)	7月21日(金)	8月15日(火) ～ 8月18日(金)	9月22日(金)
警察官B	4月21日(金)	7月3日(月) ～ 8月10日(水)	10月14日(土) ～ 10月15日(日)	10月27日(金)	11月11日(土) ～ 11月28日(火)	12月15日(金)
障害者を対象とした選考試験	公告対象外	7月10日(月) ～ 7月31日(月)	10月15日(日)	10月27日(金)	11月10日(金) ～ 11月16日(水)	12月1日(金)

ウ 採用試験の対象職及び給料月額

試験種類ごとの対象となる職及び給料月額は、次のとおりである。

給料月額

試験種類	対象	給料月額
上級	行政職給料表、病院事業行政職給料表 及び企業職給料表を適用する職	196,200円
	研究職給料表を適用する職	210,100円
中級	行政職給料表を適用する職	179,100円
初級	行政職給料表、病院事業行政職給料表 及び企業職給料表を適用する職	166,600円
警察官A	公安職給料表を適用する職	224,600円
警察官B	公安職給料表を適用する職	191,800円
障害者を対象とした選考試験	行政職給料表、病院事業行政職給料表 及び企業職給料表を適用する職	162,100円

※ 給料月額は、令和6年3月31日現在のものである。

エ 採用試験の受験資格

令和5年度採用試験の受験資格は、次のとおりである。

試験種類	受験資格
上級	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>(2) 平成14年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みのもの(人事委員会が同等の資格があると認めるものを含む。)</p> <p>※「心理」の試験区分については、1に加え、大学において心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した又は令和6年3月までに卒業見込みであること。</p> <p>※「社会福祉」の試験区分については、1に加え、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和6年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者</p> <p>※「警察事務」及び「警察科学(化学)」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者</p>
中級	<p>1 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>※「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1に加え、図書館法に規定する司書となる資格を有する者又は令和6年3月までに当該資格を取得する見込みの者</p>
初級	<p>1 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者(大学における在学期間が2年を超える者を除く。)</p> <p>※「警察事務」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者</p>
警察官A	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 日本国籍を有する者</p>
警察官B	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次の要件に該当しない者 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 日本国籍を有する者</p>
障害者を対象とした選考試験	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次の手帳等の交付を受けている者</p> <p>ア 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨の診断書・意見書</p> <p>イ 療育手帳又は知的障害者であることの判定書</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>※手帳等は、受験申込日及び受験当日において有効であることが必要</p>

※法第16条の欠格事項に該当する者は、受験できない。

※「大学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く)をいう。

オ 採用試験の実施方法

令和5年度採用試験の実施方法は、次のとおりである。

試験種類	第一次試験	第二次試験	資格調査
上級	教養試験 (事務系) 択一式50問(2時間30分) (技術系) 択一式30問(2時間) 専門試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 集団討論(上級) 論文試験(上級・中級) 1,000字以内(2時間) 作文試験(初級) 600字以内(1時間)	受験資格の有無、 申込書記載事項の 真否等
中級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験 択一式40問(2時間)		
初級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験(土木・農業土木) 択一式40問(2時間)		
警察官A 警察官B	教養試験 択一式50問(2時間30分) 体力検査I 20メートルシャトルラン	口述試験 個別面接 論文試験(警察官A) 1,000字以内(2時間) 作文試験(警察官B) 600字以内(1時間) 身体検査(医療機関で検査) 聴力、視力、色覚 身体測定 身体の諸機能 体力検査II 腕立て伏せ、反復横跳び、 上体起こし 資格加点 救急救命士、語学、簿記、 情報処理、武道等の資格	
障害者を対象 とした選考試験	教養試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 作文試験 600字以内(1時間)	

カ 採用試験の実施結果

令和5年度採用試験の実施結果は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受験率 (%) (B/A×100)	第一次 合格者	最終 合格者 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿登載者		
									採用 者数	辞退者 等数	未採用 者数
上級	行政	70	850	709	83.4	170	108	6.6	67	41	0
	心理	1	21	18	85.7	4	1	18.0	0	1	0
	社会福祉	18	53	50	94.3	24	20	2.5	20	0	0
	電気	6	25	21	84.0	14	8	2.6	5	3	0
	機械	4	12	11	91.7	4	3	3.7	3	0	0
	土木	34	42	39	92.9	22	15	2.6	8	7	0
	建築	9	17	13	76.5	6	6	2.2	5	1	0
	化学	5	15	13	86.7	6	3	4.3	3	0	0
	農業	12	30	26	86.7	20	14	1.9	11	3	0
	農業土木	5	9	5	55.6	4	4	1.3	1	3	0
	農芸化学	4	11	8	72.7	7	4	2.0	4	0	0
	畜産	3	10	10	100.0	3	2	5.0	2	0	0
	林業	3	11	6	54.5	2	1	6.0	1	0	0
	水産	3	8	7	87.5	4	3	2.3	3	0	0
	病院事務	12	66	56	84.8	15	14	4.0	5	9	0
	警察事務	1	82	66	80.5	4	2	33.0	1	1	0
	警察科学(化学)	1	21	16	76.2	5	2	8.0	1	0	1
小計			1,283	1,074	83.7	314	210	5.1	140	69	1
中級	県立学校事務Ⅰ	4	148	83	56.1	12	8	10.4	6	2	0
	県立学校事務Ⅱ	4	41	36	87.8	9	5	7.2	4	1	0
	市町村立学校事務	27	264	178	67.4	65	43	4.1	29	14	0
	小計			453	297	65.6	86	56	5.3	39	17
初級	一般事務	5	298	126	42.3	10	7	18.0	4	3	0
	土木	8	13	9	69.2	3	1	9.0	1	0	0
	農業土木	4	12	6	50.0	1	1	6.0	0	1	0
	警察事務	1	123	58	47.2	6	1	58.0	0	1	0
	小計			446	199	44.6	20	10	19.9	5	5
合計			2,182	1,570	72.0	420	276	5.7	187	88	1
警察官	警察官A(男性)	23	171	134	78.4	65	28	4.8	23	5	0
	警察官A(女性)	8	48	32	66.7	22	10	3.2	8	2	0
	警察官B(男性)	18	409	214	52.3	90	23	9.3	21	2	0
	警察官B(女性)	6	157	57	36.3	25	8	7.1	8	0	0
	小計			785	437	55.7	202	69	6.3	60	9
総計			2,967	2,007	67.6	622	345	5.8	244	100	1

障害者を対象とした選考試験

一般事務	8	42	34	81.0	16	9	3.8	9	0	0
------	---	----	----	------	----	---	-----	---	---	---

※「採用候補者名簿登載者」…令和6年4月1日現在

キ 採用候補者名簿登載者の状況

令和5年度採用候補者名簿登載者の状況は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	名簿登載者数	学歴				年齢※																			
			大学卒者※	短大卒者※	高卒者※	中卒者・その他	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳		
上級	行政	108	106	1	1					52	17	14	4	6	5	3		1			1	1	2	2		
	心理	1	1							1																
	社会福祉	20	4							4	1	2	2		3	2		1	3				1	1		
	電気	8	8							4		1	1										2			
	機械	3	3								1	2														
	土木	15	15							8	2		1			2							1	1		
	建築	6	5			1				3	1		1													
	化学	3	3									1		1										1		
	農業	14	14							2	2	2	2	2	1			1						2		
	農業土木	4	4							2		1	1													
	農芸化学	4	4										3			1										
	畜産	2	2							2																
	林業	1	1									1														
	水産	3	3										1										2			
	病院事務	14	14							1	2	5		1	2		1						2			
	警察事務	2	2								1	1														
	警察科学(化学)	2	2									2														
小計	210	207	1	1	1				79	28	32	16	10	11	7	2	3	3	1	6	6	6	6			
中級	県立学校事務Ⅰ	8	6		2			1	1	1	1					1		1			1					
	県立学校事務Ⅱ	5	5						1				2	2												
	市町村立学校事務	43	37	1	5			3	11	8	7	2	3	3				2	1	3						
	小計	56	48	1	7			1	4	13	9	8	2	5	5		1	3	1	4						
初級	一般事務	7		1	6			5	2																	
	土木	1			1	1																				
	農業土木	1			1	1																				
	警察事務	1			1			1																		
	小計	10		1	9	2		5	3																	
計	276	255	3	17	1	2	6	7	92	37	40	18	15	16	7	3	3	6	2	10	6	6				
警察官	警察官A(男性)	28	28						14	5	3	6														
	警察官A(女性)	10	10						3	2	1		4													
	警察官B(男性)	23			23	2	3	8	3	5	1				1											
	警察官B(女性)	8			8	3	1	3			1															
	小計	69	38		31	5	4	11	3	22	7	6	6		4		1									
合計	345	293	3	48	1	7	4	17	10	114	44	46	24	15	20	7	4	3	6	2	10	6	6			

障害者を対象とした選考試験

一般事務	9	8		1					2			2		1	2						1	1	
------	---	---	--	---	--	--	--	--	---	--	--	---	--	---	---	--	--	--	--	--	---	---	--

※「年齢」は、令和6年4月1日現在のもの。

※「大学卒者」、「短大卒者」及び「高卒者」は、それぞれ卒業見込者を含む。

※「大学卒者」は、大学院の卒業者、卒業見込者及び在学者を含む。

ク 採用選考

職員の採用は、競争試験で行うことが原則であるが、競争試験によって採用することが適当でない職種については、選考で行うことができるとされている。

職員の任用に関する規則は、選考によることができるものとして、組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち巡査部長以上の職、現業職員の職、その他人事委員会が競争試験によることが適当でないと認める職などを規定している。

選考は、原則として人事委員会が行うが、警察官の階級上の職のうち警部以下の職（人事交流による場合に限る。）、現業職員の職等への採用についての選考の権限は、任命権者に委任している。

令和5年度に人事委員会が行った採用選考の状況は、次のとおりである。ただし、障害者採用選考を除く（前項キを参照）。

職	選考申請人員					選考承認人員
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	計	
統括監級	2				2	2
課長級		5	6	0	12	12
班長級	1	3		3	6	6
主査級	7	23	10	10	50	50
主事・主任級	3	11	8	12	34	34
学芸員	2				2	2
保健師	9				9	9
精神保健福祉士						
獣医師	5				5	5
学校栄養職員		1			1	1
診療科部長・副部長						
医長						
医師	2			59	61	61
看護師				119	119	119
薬剤師	1			12	13	13
診療放射線技師						
臨床検査技師				3	3	3
臨床工学技士				4	4	4
理学療法士				3	3	3
管理栄養士				7	7	7
航海士						
通信長						
機関士						
機関員		1			1	1
司厨員						
甲板員		2			2	2
計	32	46	24	232	334	334

(2) 昇任試験の状況

ア 警察官昇任試験の実施状況

警察官の昇任試験の実施等については、職員の任用に関する規則第36条第1項の規定に基づき警察本部長に委任している。

令和5年度に警察本部長が実施した昇任試験の状況は、次のとおりである。

区分	受験資格	試験日	申込者	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	競争率
巡査部長	在級年数： (大学卒) 巡査の階級に3年以上在級している者 (短大卒) 巡査の階級に4年以上在級している者 (その他) 巡査の階級に5年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和5年5月27日(土) 第二次試験 令和5年6月16日(金) 第三次試験 令和5年8月7日(月) ～8月8日(火)	622	604	90	55	41	15.2
警部補	在級年数： (大学卒) 巡査部長の階級に2年以上在級している者 (短大卒) 巡査部長の階級に3年以上在級している者 (その他) 巡査部長の階級に4年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和5年6月10日(土) 第二次試験 令和5年7月3日(月) 第三次試験 令和5年8月4日(金) ～8月7日(月)	565	519	81	50	33	15.7
警部	在級年数：警部補の階級に4年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和5年6月17日(土) 第二次試験 令和5年7月19日(水) 第三次試験 令和5年9月19日(火) ～9月20日(水)	401	370	74	35	22	16.8

※ 在級期間の計算

休職、療養又は育児休業期間が6か月を超える場合、これらの期間を除く。

イ 昇任選考の状況

組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち警視の職その他人事委員会が選考によることが適当であると認める職等への昇任については、選考により行うものとしている。

なお、(1)組織上の職が主査及びこれに相当する職以下の職、(2)警察官の階級上の職のうち、警部、警部補及び巡査部長の職、(3)公務上の負傷若しくは疾病によって死亡し、又は著しい障害の状態となった者の上位の職、(4)20年以上勤務して退職する者で、在職中の人事評価が特に優れていると認められるものの上位の職、(5)上記(3)、(4)に準ずる者と認められるものの上位の職への昇任についての選考は、任命権者に委任することとしている。

令和5年度に人事委員会が行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

職	採用選考者数							計
	知事部局	企業局	病院 事業局	教育 委員会	警察 本部	監査委員 事務局	人事委員会 事務局	
部長級	12		2		4	1		20
統括監級	17	1	6	5	1	1	1	31
課長級	37	2	12	10	13			74
班 長 級	班長(主幹、課長補佐、学校事務長、県立病院課長等を含む)	71	6	3	27	7		114
	部長・副部長(医師)			12				12
	看護師長(看護主幹、副看護部長含む)			18				18
	技師長(薬局長、副薬局長、副技師長・室長、主幹含む)			5				5
主査級								
主任級	1							
計	138	9	58	42	25	2	1	274

(3) 臨時的任用

法第22条の3第1項では、「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」と規定されている。

これを受け、職員の任用に関する規則では、臨時的任用を行うことができる場合として、ア 災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、転任又は降任の方法により職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合

イ 当該職が臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

ウ 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用又は当該昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

と、定めている。

臨時的任用を行う場合は、人事委員会の承認を得なければならないが、ア及びウの場合並びにイに該当する臨時的任用が職員の産前休暇、産後休暇、病気休暇又は介護休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職への任用に係るものである場合は、人事委員会の承認があったものとみなしている。

また、臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができ、この場合も人事委員会の承認があったものとみなしている。

令和4年度における臨時的任用に係る承認状況（みなし承認を除く。）は、次のとおりである。

職名	知事部	教育委員会	病院事業局	警察本部	計
主事	25		4	10	38
事務主事		1			1
臨床検査技師			2		1
診療放射線技師			2		2
医師			1		1
計	25	1	9	10	43

(4) 公益的法人等への職員の派遣等

地方公共団体における職員派遣に統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の透明化を図ること等を目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）が制定され、これに伴い、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）が制定された。

同条例及び同条例に基づく沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）において、職員を派遣（退職派遣を含む。）することのできる団体を次のとおり定めている。

（令和6年3月31日現在）

条例第2条第1項第2号
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人のうち、県が設立したもの

規則別表第1（第2条関係）
公益社団法人沖縄県地域振興協会
公益財団法人沖縄科学技術振興センター
公益財団法人おきなわ女性財団
公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
一般社団法人沖縄県農業会議
公益財団法人沖縄県農業振興公社
公益社団法人沖縄県糖業振興協会
公益財団法人沖縄県畜産振興公社
一般財団法人沖縄県水産公社
一般社団法人沖縄県漁港漁場協会
公益財団法人沖縄県産業振興公社
一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
公益財団法人沖縄県文化振興会
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
公益財団法人沖縄伝統空手道振興会
公益財団法人沖縄県スポーツ協会
公益財団法人沖縄県建設技術センター
一般財団法人沖縄美ら島財団
一般財団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー
公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

規則別表第2（第2条関係）
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
日本赤十字社
沖縄県農業共済組合
沖縄県土地改良事業団体連合会
全国漁業信用基金協会
沖縄県土地開発公社
日本下水道事業団
沖縄県住宅供給公社

規則別表第3（第2条関係）
地方公共団体金融機構
地方税共同機構
公益社団法人地域医療振興協会

規則別表第4（第5条関係）
那覇空港ビルディング株式会社
沖縄県環境整備センター株式会社
株式会社沖縄県物産公社
久米島空港ターミナルビル株式会社
石垣空港ターミナル株式会社
沖縄都市モノレール株式会社

(5) 服務関係

ア 新規追加

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 4 号）第 2 条第 14 号又は第 15 号の規定により、職員が職務に専念する義務を免除される場合として、令和 5 年度は次のものを新たに承認した。

(ア) 第 14 号関係

- ・第 2 回全国実業団対抗テニス大会 ビジネスパルテニス九州予選（選手）
- ・第 50 回西日本実業団相撲選手権大会（監督・選手）
- ・特別国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）ライフル射撃競技会（競技役員）

(イ) 第 15 号関係

令和 5 年度新規追加なし。

イ 廃止

令和 5 年 5 月 8 日人委第 76 号の改正により、第 15 条関係表 2 から次の事項を廃止した。

「職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合又は当該ワクチン接種に関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある、職員が勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合」